

火災に遭われた方へ

被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

この手引きは、被災後の生活再建の一助となるよう、各種手続きに関してまとめた資料です。

全ての手続きについて網羅しているものではありませんが、各支援等を受ける際の参考としてお役立てください。

目次

1. 被災された方への各種支援 P. 1
2. 各種書類等の(再)発行手続きについて P. 2
3. 税・保険料・使用料の減免手続き等について P. 3
4. 公共サービス関係手続きについて(代表的なもの) P. 3
5. その他の手続きについて P. 4

1. 被災された方への各種支援

項目	内容	問い合わせ
災害弔慰金	火災により世帯員が亡くなられた場合には、日本赤十字社より災害弔慰金を支給します。	福祉課 電話 23-2009
災害見舞金	火災により、居住する住家が焼失した場合には、災害見舞金を支給します。 (全焼10万円、半焼5万円、部分焼2万円)	福祉課 電話 23-2009
救援物資	住家が全焼した場合、必要に応じて日本赤十字社の災害救援物資(毛布、敷布、タオル、日用品セットなど)を支給します。	福祉課 電話 23-2009
市営住宅への仮入居	原則、住まいの確保は各自でお願いします。なお、自力で被災された方が住宅を確保することが困難な場合で市営住宅に空きがある場合に限り、公募をせずに入居することができます。 所得等により入居要件がありますので建設維持課にお問い合わせください。	建設維持課 電話 23-2022
ごみ・廃棄物の処理	火災で生じた廃棄物(粗大ごみ等)をクリーンセンターとなみ又は南砺リサイクルセンターに持ち込む場合、手数料を免除する場合があります。 申請手続きや、受け入れ可能な廃棄物の種類等についてはお問い合わせください。	生活環境課 電話 23-2035
り災証明書の発行	火災保険金の請求や税金の減免等で、り災証明書の提出を求められることがあります。り災証明書の発行については、最寄りの消防署にお問い合わせください。	南砺消防署 電話 52-0119 南砺消防署 東分署 電話 82-0119

2. 各種書類等の(再)発行手続きについて

項目	内容	問い合わせ
住民登録	住家を変更し、長期間居住する場合は、住所の変更をする必要があります。	市民課 電話 23-2008
印鑑登録	印鑑登録証、実印のいずれかを紛失または焼失した場合、印鑑登録の廃止手続きをし、改めて印鑑を登録することになります。	
マイナンバーカード	マイナンバー（個人番号）カードを焼失した場合、再発行の手続きを行います。	
運転免許証	詳細は警察署か運転免許センターにお問い合わせください。	南砺警察署 電話 52-0110
健康保険証	○国民健康保険被保険者証 ○後期高齢者医療保険被保険者証 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）の提示により再発行します。 破損、汚損の場合はその保険証をご持参ください。 ○社会保険・共済保険 →勤務先の担当者にお問い合わせください。	健康課 電話 23-2011
障害者手帳	紛失、破損した場合は再交付申請書等を提出して再発行の手続きができます。 手続きの際には、必要なものがございますので事前にお問い合わせください。	福祉課 電話 23-2009
母子健康手帳	申請に基づき、再交付を行います。 本人確認のできるものを持参ください。	保健センター 電話 52-1767
年金手帳 及び 年金証書	○年金手帳 国民年金（第1号）の方 →市役所で申請ができます。 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）が必要です。 厚生年金の方 →勤務先にて再交付手続きを行ってください。 国民年金（第3号）の方 →配偶者の勤務先にて再交付手続きを行ってください。 ○年金証書 年金事務所に備えてある再交付申請書に必要事項（基礎年金番号、年金コード等）を記入し申請してください。	健康課 電話 23-2011
通帳、キャッシュカード、クレジットカード、保険証書（生命保険、損害保険）等	ご加入の金融機関、カード会社、保険会社（または取扱代理店）にお問い合わせください。	

3. 税・保険料・使用料の減免手続き等について

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、税金の徴収猶予や減額、免除等を受けられる場合があります。

項目	内容	問い合わせ
税・保険料などの減免	○市民税・県民税	税務課 電話 23-2005
	○後期高齢者医療保険料	
	○国民健康保険税	電話 23-2033
	○固定資産税	
	○国民年金保険料	
○介護保険料	砺波地方介護 保険組合 電話 34-8333	
保育料の減免	り災証明書を提出した上で保育料の減免を受けられる場合があります。	こども課 電話 23-2010
市税の徴収猶予	災害により市税の納付が困難な時は、申請により納期限の延長や分割納付などを受けられる場合があります。	税務課 電話 23-2030
下水道事業受益者負担金の徴収猶予	災害により負担金の納付が困難な時は、その内容によって納期限の延期が認められる場合があります。	上下水道課 電話 23-2024

4. 公共サービス関係手続きについて（代表的なもの）

項目	内容	問い合わせ
ガス	ガスは、取扱業者にお問い合わせください。	
電気	ご利用の電力会社にご連絡ください。 電気配線の修理・補修が必要な場合は、電気工事業者に依頼してください。	
水道	火災現場の後処理等が終わりましたら、給水閉栓の手続きをしてください。	上下水道課 電話 23-2023
郵便局	最寄りの郵便局で転居届（ハガキ）に新旧住所などを記入して提出すると、旧住所宛の郵便物は新住所に1年間転送されます。	

5. その他の手続きについて

項目	内容	問い合わせ
雑損控除 災害減免法	確定申告で雑損控除または災害減免法による所得税の軽減を受けることができます。	砺波税務署 税務課 電話 23-2005
就学援助	災害により生活が困窮し、義務教育に必要な学用品費や給食費等の支払いが困難になった時は、費用の一部援助を受けられる場合があります。 ※原則として市内に住所を有する方に限ります。	教育総務課 電話 23-2012
生活福祉資金 (社会福祉協議会)	災害により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合、生活の立て直しに必要な費用の貸付を受けられる制度があります。	南砺市社会福祉協議会 電話 64-2940
火災保険金	り災に伴う火災保険金の請求詳細については、ご加入の各保険会社にお問い合わせください。	

南砺市役所 令和3年7月